

評価の考え方、進め方にあたっての論点整理

	内 容	頁
1	論点 1 評価にあたっての考え方（規程の策定等）をどのように整理するか？	P 2
2	論点 2 評価の種類をどうするか？	P 3
3	論点 3－1 評価の具体的な方法をどうするか？	P 4
4	論点 3－2 大項目評価を行う場合、評価する項目をどうするか？	P 5
5	論点 3－3 個別項目評価において評価する項目をどうするか？	P 6
6	論点 4－1 評価の基準をどのように設定するか？	P 7
7	論点 4－2 評価の基準の段階をどうするか？	P 8
8	論点 4－3 評価の基準のウエイト（重点項目）を設定するか？	P 9

論点1 評価にあたっての考え方（規程の策定等）をどのように整理するか？

【第1案】

評価に関する規程について以下の2つのとおり定める。

- ・ 評価に関する基本的な考え方は「基本方針」
- ・ 評価の具体的な方法及び基準は「実施要領」

【第2案】

評価に関する規程について以下の1つのとおり定める

- ・ 「実施要領」のみ
(「基本方針」はその中の1項目として明記する。)

ポイント

- (1) 他県及び県立看護大学の先行事例では、【第1案】のように、2つの規程を策定している団体が多い。この場合、当初は、当該事業年度の評価について規定しており、中期目標期間終了後の評価（中間評価を行う場合はそのもの）については別途規定を策定する必要がある。（本県の県立看護大学も同じ）
- (2) 【第2案】のように、基本方針を評価の基準等を別途定めた実施要領の1項目として明記し、1つの規程（実施要領）のみの団体もある（宮城県、岡山県、桑名市など）。この場合、実施要領には各事業年度の評価及び中期目標期間評価終了後の評価等についても規定する必要がある。
- (3) 評価に関する規程を策定することは、法的に義務づけられていないが、「・・・評価委員会は、客観的な評価基準を策定し、これに基づいて評価することとなる。（「逐条解説 地方独立行政法人法(ぎょうせい)」）」とされていることから、他県等の先行事例でも策定している。
- (4) 基本方針は、「評価にあたっての基本的な考え方をできるだけ簡潔に示したもの」とし、実施要領は、「評価の具体的な方法や評価の基準」とすることで、評価委員会における評価を県民等に分かり易くし（説明責任）かつ、客観性を確保することができる。
- (5) 当面は 事業年度評価要領 のみを定め、 中期目標期間評価要領 は、現時点で内容を固めるのではなく、当評価委員会として数回の事業年度評価を経験し、また先行事例の中期目標評価の結果が出揃い始めてから慎重に検討し、決定することが望ましいと考えられる。

論点2 評価の種類をどうするか？

【第1案】

以下の2つとする。

- ・ 各事業年度の評価（年度評価）
- ・ 中期目標期間終了後の評価（中期目標期間評価）

【第2案】

以下の3つとする。

- ・ 各事業年度の評価（年度評価）
- ・ 中期目標期間終了後の評価（中期目標期間評価）
- ・ 中期目標期間の上半期終了時点の評価（中間評価）

中間評価は、法的な実施義務はないが、中期目標期間の上半期終了時点（3年目まで）の業務全体について総括（評価）するもの。その評価結果を、法に基づく次期中期目標（25条）や次期中期計画の認可（26条）、中期目標終了時の検討（31条）にあたり、評価委員会が意見を述べる際の根拠とする。

ポイント

- （1）年度評価と中期目標期間評価は法的に実施義務があるため、全ての先行事例において実施（又は実施予定）している。
中期目標期間評価が終了した事例は、現時点で大阪府、宮城県、佐世保市など。
- （2）【第2案】のように、中間評価を実施（する旨を規定）しているのは、本県の県立看護大学や、他県では静岡県、佐賀県、山口県などである。（現時点では実際は実施しておらず、今後実施する予定。）
- （3）中間評価を実施していない団体において、上記 については、「毎年度の事業年度評価の実施に当たって、その結果をスムーズに活用することができるよう、当該年度だけでなく前年度までの分も含めたトータルの実績を明らかにするとともに、これと中期目標・中期計画との対比（進捗状況）を明確にして評価を行う」ことで対応できると考えられる。岐阜県は実績報告書に過去の評価結果を明記している。
- （4）中間評価を行うメリットは、以下が考えられる。
 - ア 次期中期目標や次期中期計画の策定の際や、知事が中期目標の期間の終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性など業務全般にわたり検討を行うにあたり、評価委員会が意見を言う際の根拠とすることができる。
 - イ 中間評価の結果を活用することで、中期目標期間終了までに、その達成状況などが遅れている場合、法人に業務運営に対する勧告を行うことができる。
- （5）中間評価を行うデメリットは、以下が考えられる。
 - ア 法人及び評価委員会ともに評価に係る業務量が増える。（特に中間評価を行う年度（中期目標期間の4年目（仮））の評価は、年度評価と中間評価の2つ実施する必要があり、業務量が増える。）
- （6）中間評価を行う場合、年度評価とは異なる具体的な実施方法を規定した実施要領等を別途策定する必要があると考えられる。
- （7）中間評価をしない場合であっても、（4）アの審議には、何らかの判断材料が必要になる。

論点3 - 1 評価の具体的な方法をどうするか？

【第1案】

法人の自己評価		評価委員会の評価
個別項目評価（小項目ごと）	+	個別項目評価（小項目ごと）
全体評価（総合評価）		大項目評価（大項目ごと） 全体評価（総合評価）

【第2案】

法人の自己評価		評価委員会の評価
個別項目評価（小項目ごと）	+	個別項目評価（小項目ごと）
全体評価（総合評価）		全体評価（総合評価）

【第3案】

法人の自己評価		評価委員会の評価
個別項目評価（小項目ごと）	+	
全体評価（総合評価）		全体評価（総合評価）

ポイント

- (1) 評価にあたっては、全ての先行事例で、 の法人の自己評価を前提としている。
- (2) 先行事例においては、
 - 【第1案】の団体（大阪府、神奈川県、岡山県、岐阜県、山口県、那覇市、神戸市、福岡市、大牟田市、看護大学など）
 - 【第2案】の団体（宮城県、秋田県、山梨県、長野県、佐賀県など）
 - 【第3案】の団体（静岡県など）
- (3) 「法人の自己評価」は、年度計画における個別項目ごとに、法人が自己点検・評価（評点）し、あわせて記述式で全体評価をしている。
- (4) 「評価委員会の個別項目評価（小項目ごと）」は、評価委員会が の結果を分析、検証し、 と同じ評価基準により評価（評点）している事例が多い。なお、静岡県は、評価委員会では を実施せず、【第3案】のように の全体評価のみをしている。
- (5) 【第1案】の「大項目評価」は、法人の各年度の業務運営を中期計画の進捗状況、中期目標の達成状況に当てはめて評価することに有効であると考えられる。その場合、「個別項目評価（小項目）」の評価を集約した上で評価することとなるため、大項目評価における評価基準が別途必要となると考えられる。
- (6) 先行事例等を見ると、法人の自己評価では、「大項目評価」は実施していない（評点していない）。ただし、「全体評価」の中で、大項目ごとに記述式で取組状況などを報告させている団体もある。
- (7) 「全体評価」は、先行事例等の全てにおいて、 ~ の結果を踏まえ総合的に記述式で評価している。なお、岐阜県は、あわせて大項目の評価基準を準用し、評点（S～Dの5段階評価）している。

論点 3 - 2 大項目評価を行う場合、評価する項目をどうするか？

【第1案】

県が法人に求める病院としての役割・機能 + 財務内容に限定し、以下の中期計画の4つの大項目に関連する年度計画の大項目とする。

	中期計画の大項目	年度計画の大項目
1	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
3	第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項
4	第9 その他業務運営に関する重要事項	第7 その他業務運営に関する重要事項

【第2案】

県が法人に求める病院としての役割・機能のみに限定し、以下の中期計画の2つの大項目に関連する年度計画の大項目とする。

	中期計画の大項目	年度計画の大項目
1	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【第3案】

中期計画の大項目に関連して策定した年度計画の大項目の全項目（7つ）とする。

（第1から第7まで）

上記【第1案】の大項目評価以外に、

第4 短期借入金の限度額

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画
（平成24年度計画では「該当なし」）

第6 剰余金の使途

ポイント

- （1）先行事例では、【第1案】が多い。病院としての本来の役割・機能のほか、財務内容の改善等も重要な項目の1つであることから評価していると考えられる。
- （2）【第2案】は、評価の業務を簡素化するため、できる限り項目を限定したものである（先行事例では、那覇市、桑名市、大牟田市など）。なお、財務内容等の評価については、別途評価委員会としての役割である財務諸表の確認により検証、意見を述べる事ができると考えられる。
- （3）【第3案】は、年度計画に記載された全ての項目を評価することになるが、年度計画の第4～第6については、評価する視点が不明確で、評価する判断材料が乏しい。（他県等でも同様の項目については評価していない事例が多い。）

論点3 - 3 個別項目評価において評価する項目をどうするか？

別紙「評価する項目数の検討(案)について」を参照

【第1案】

年度計画における最小項目とする。

- ・ 年度計画の4つの大項目とした場合、平成24年度は45項目。
(上記論点3 - 2の【第1案】)
- ・ 年度計画の2つの大項目とした場合、平成24年度は39項目。
(上記論点3 - 2の【第2案】)
- ・ 年度計画の全ての大項目とした場合、平成24年度は49項目。
(上記論点3 - 2の【第3案】)

【第2案】

中期計画における最小項目(最小項目がないものはその上の項目)とする。

- ・ 中期計画の4つの大項目とした場合、平成24年度は37項目。
- ・ 中期計画の2つの大項目とした場合、平成24年度は29項目。
- ・ 中期計画の全ての大項目とした場合、平成24年度は43項目。

【第3案】

評価する項目は、評価委員会において項目の集約化又は分散化を議論し決定する。

ポイント

- (1) 法人の平成24年度計画では、中期計画の「第2 - 1 医療の提供」については、細かく記載されており、最小項目で試算すると45項目となる。(論点3 - 2の【第1案】)
- (2) 【第1案】の評価項目を年度計画の最小項目とすると、各事業年度において評価する項目数が異なる。(法人の年度計画の策定状況に左右される。)
- (3) 【第2案】の評価項目を中期計画の最小項目とすると、少なくとも5年間は固定される。
- (4) 評価項目を細かくするほど、実績報告書や評価結果報告書等の資料作成など評価に係る業務量は法人、評価委員会ともに増える。
- (5) 【第3案】の評価項目を評価委員会において決定する場合、法人の年度計画が提出された後(年度当初)に、ただちに評価委員会を開催し、評価する項目を決定しなければならない。また、毎年度評価する項目に対する理由を明らかにしなければならない。(評価委員会としての説明責任が必要)
- (6) 先行事例では、【第1案】のように、評価する年度計画の大項目を限定し、年度計画の小項目ごとで評価している事例が多い。

以下の先行事例は1つの病院である法人であって、【 】は評価項目数。

岡山県【77】、岐阜県【66】、佐賀県【56】、那覇市【44】、桑名市【28】など

論点4 1 評価の基準をどのように設定するか？

【第1案】(大項目評価を実施する場合)

個別項目の評価基準 設定し、評点する (年度計画の実施状況)	+	大項目の評価基準 設定し、評点する (中期計画の進捗状況、 中期目標の達成状況)	+	全体評価の評価基準 設定せず、評点しない (記述式のみで評価)
--------------------------------------	---	---	---	---------------------------------------

【第2案】(大項目評価を実施しない場合)

個別項目の評価基準 設定し、評点する (年度計画の実施状況)	+	全体評価の評価基準 設定し、評点する (中期計画の進捗状況、 中期目標の達成状況)
--------------------------------------	---	--

【第3案】(大項目評価を実施しない場合)

個別項目の評価基準 設定し、評点する (年度計画の実施状況)	+	全体評価の評価基準 設定せず、評点しない (記述式のみで評価)
--------------------------------------	---	---------------------------------------

ポイント

- (1) どの先行事例においても の評価基準(3~5段階)は設定している。なお、評価委員会が評価する場合、法人の自己評価と評価委員会の個別項目評価とも同じ基準を使用している事例が多い。
- (2) 【第1案】は、大項目評価を実施する場合、 と の2つの評価基準を設定(実施要領等で規定)し、全体評価の評価基準は を準用し評点するものである。他県等ではこのパターンが多い(大阪府、岡山県、神奈川県、那覇市、神戸市、桑名市、大牟田市、看護大学など)。
- (3) 【第2案】は、大項目評価を実施しない場合、 と の2つの評価基準を設定し、全体評価を記述式で評価することに合わせて評点するものである。
- (4) 【第3案】の 全体評価は評価基準を設定せず、評点もしないで記述式のみで評価するものである。(静岡県など)
- (5) 評価委員会の個別項目評価において、評点(点数化)する場合、1点~5点などの評価基準で点数化し、各委員が採点したものの合計の平均値を抽出し、その数値を一定の判断の目安としている。(評価における客観性を担保。)
(例示)
 - ア 法人の自己評価・・・点数化
 - イ 評価委員会の評価(小項目)・・・点数化(各委員の平均値)
 - ウ 評価委員会の評価(大項目)・・・イの数値を判断の目安として評価(基準に基づき分類)

論点 4 - 2 評価の基準の段階をどうするか？

個別項目の評価基準について

【第1案】3段階とする。(静岡県、長野県など)

- A 計画に対し十分に取り組み成果も得られている
- B 計画に対し十分に取り組んでいる
- C 計画に対する取組は十分ではない

【第2案】4段階とする。(看護大学、岐阜県、岡山県など)

- | | | |
|------------------------------|---|------------|
| 年度計画を上回って実施している | 4 | 年度計画を十分に達成 |
| 年度計画を順調に実施している | 3 | 年度計画を概ね達成 |
| 年度計画を十分には実施していない | 2 | 年度計画をやや未達成 |
| 年度計画を大幅に下回っている、
又は実施していない | 1 | 年度計画を未達成 |

【第3案】5段階とする。(大阪府、宮城県、秋田県、佐賀県、山口県、那覇市、桑名市など)

- 5, S, A+ 年度計画を大幅に上回って実施している
- 4, A, A 年度計画を上回って実施している
- 3, B, B 年度計画を順調に実施している
- 2, C, C 年度計画を十分に実施できていない
- 1, D, D 年度計画を大幅に下回っている、大幅な改善が必要

大項目の評価基準について

【第1案】

5段階とし、判断の目安を()書きのとおり設定し、大項目ごとに集計した個別項目の評点の平均値で点数化する。(他県等、看護大学は、このパターン)

- 5, S 特筆すべき進捗状況(特に認める場合、評点の平均値が4.3以上)
- 4, A 計画どおり(すべての項目が ~、3.5以上4.2以下)
- 3, B おおむね計画どおり(~ の割合が9割以上、2.7以上3.4以下)
- 2, C やや遅れている(~ の割合が9割未満、1.9以上2.6以下)
- 1, D やや遅れている(~ の割合が9割未満、1.8以下)

【第2案】

上記と同様に5段階とし、判断の目安は設定せず、委員の総意で決定する。

ポイント

- (1) 他県等では判断の目安を設定した5段階評価が多く、客観性を担保しつつ、個別事情等を考慮しなから最終的には評価委員会の総意で決定している。
- (2) 5段階評価の場合、最上級の評価(S, A+, 5)や最低の評価(D, 1)は、評価委員会が特に認める場合に評点するなど制限している。看護大学では、最低評価をした場合には、評価委員会が原則として法人の業務運営等に対して何らかの勧告を義務づけている。

論点 4 - 3 評価の基準のウエイト（重点項目）を設定するか？

【第1案】

法人において評価項目のウエイト付けを行うことができるものとする。

【第2案】

評価委員会において評価項目のウエイト付けを行うことができるものとする。

（評価の実施要領等で規定する）

【第3案】

評価項目のウエイト付けは特にしない（全てに評価項目を同一基準で評価）。

ポイント

- （1）先行事例において評価項目のウエイト付けを行っている理由として、評価する項目を差別化することで、病院としての本来の役割・責務を重要視するために実施していると考えられる。
- （2）【第1案】のように、評価項目のウエイト付けを行っている場合、法人において実施している事例が多い（大阪府、佐賀県、那覇市、神戸市、福岡市など）。そして、評価委員会はその妥当性も判断したうえで評価している。（法人の恣意的、意図的にならないよう、客観性を確保する必要がある）
- （3）【第2案】のように、ウエイト付けする項目をあらかじめ実施要領等で規定している事例もある。（山口県など）
- （4）評価項目のウエイト付けをすることにより、法人において重点的に取り組んでいる事項を優先的に評価できるメリットがある一方で、ウエイト付けを行った理由等の説明責任を伴い、評価結果が分かりにくい、あるいは業務量として増えるといったデメリットが考えられる。
- （5）先行事例では【第3案】のように、評価項目のウエイト付けをしない場合が多い。全ての評価項目に優劣を付けないことで、客観性を担保しているという考え方もある。また、特にウエイト付けしなくても、法人において特筆すべき取組事例（法人が特に頑張り、評価をしてほしいもの）などは、法人が記述することで、評価委員会としての評価に反映することは可能である。
- （6）ウエイト付けの具体的な方法としては以下のとおり。
（大阪府、佐賀県、那覇市、神戸市、福岡市などの場合）
 - ・ 例えば、「 への取組」という1項目のウエイトを「2」とした場合、その項目の評価が4点であった場合、4点を付けた項目数が2つであったとする方法である。
 - ・ ウエイト付けする項目は、法人において決定している（上記5団体とも）。
 - ・ ウエイト付けは年度計画を作成する際に決定している（佐賀県）。
（山口県の場合）
 - ・ ウエイト付けする項目は、原則として以下のように、実施要領で規定している。

- ・ 中期計画全体の進捗を評定するにあたり、各大項目の重要性を勘案し、合計で「1」となるよう各大項目にウエイト付けをする旨規定している。
- ・ 全体評価の判断の目安としている。(小項目の評点平均値を以下の各大項目のウエイトで乗じて得た数値の合計値を判断の目安。)

※実施要領で規定

大項目区分	ウエイト	考え方
1 サービスその他の業務の質の向上	0.50	「良質な医療の提供」と「効率的な病院経営」の両立が法人化の目的。 公営企業型地方独立行政法人の独立採算性の原則を踏まえ、2の取組を通じた結果に生じる3に重点配分。
2 業務運営の改善及び効率化	0.20	
3 財務内容の改善	0.20	
4 その他業務運営	0.10	
計	1.00	

(例)

大項目 (2) a (4)	×	0.5	=	2.0	}	= 3.5
大項目 (3) b (3)	×	0.2	=	0.6		
大項目 (4) b (3)	×	0.2	=	0.6		
大項目 (5) b (3)	×	0.1	=	0.3		

(単純平均だと3.25) → Bとなるが・・・

↓
A → 評価結果とする。
↑

【評価基準】

符号	年度評価	中期目標期間評価
s	中期計画の進捗は優れて順調 (単純平均値が概ね4.3以上)	中期計画を十二分に達成
a	中期計画の進捗は順調 (単純平均値が概ね3.5以上4.2以下)	中期計画を十分に達成
b	中期計画の進捗は概ね順調 (単純平均値が概ね2.7以上3.4以下)	中期計画を概ね達成
c	中期計画の進捗はやや遅れている (単純平均値が概ね1.9以上2.6以下)	中期計画はやや未達成
d	中期計画の進捗は遅れている (単純平均値が概ね1.8以下)	中期計画は未達成